

## 12 許可申請等における汚濁負荷量の増減についての基本的な考え方

(昭和 55 年 12 月 22 日制定, 平成 31 年 4 月 1 日修正)

瀬戸内海側に排水を排出する事業場に係る許可申請等の汚濁負荷量の増減及び水質の基本的な考え方を内規として定め, 統一性を図るものとする。

### 1 現況水質が環境基準を満足している水域

#### (1) 産業系の特定事業場 (対象項目: 化学的酸素要求量)

##### ① 新設の特定事業場の場合

##### ア 上乗せ基準の新設基準 (以下「上乗せ新設基準」という。)

排水口における排水水質は, 上乗せ新設基準を遵守すること。

##### イ 総量規制基準の新增設基準 (以下「総量新增設基準」という。)

排水水のうち特定排水水の水質は, 総量新增設基準を遵守すること。

##### ② 既設の特定事業場において増設を行う場合 (特定施設の設置, 特定排水水量の増加等)

次のア及びイの規定を遵守すること。

##### ア 上乗せ新設基準

現状の排水口における汚濁負荷量を維持すること。ただし, 変更後の排水口における排水水質が上乗せ新設基準以下になる場合は, 汚濁負荷量の増加を認める。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

$$\left( \begin{array}{l} L: \text{排水口における汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C: \text{排水口における排水水質 (mg/L)} \\ Q: \text{排水口における最大排水量 (m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$$

$C_{\text{変更後}} > [\text{上乗せ新設基準}]$  の場合  $\Rightarrow L_{\text{変更後}} \leq L_{\text{現状}}$  を遵守すること。

$C_{\text{変更後}} \leq [\text{上乗せ新設基準}]$  の場合  $\Rightarrow L_{\text{変更後}} > L_{\text{現状}}$  を認める。

##### イ 総量新增設基準

現状の特定排水水の汚濁負荷量を維持すること。ただし, 変更後の特定排水水の水質が総量新增設基準以下になる場合は, 汚濁負荷量の増加を認める。

$$L' = C' \times Q' \times 10^{-3}$$

$$\left( \begin{array}{l} L': \text{特定排水水の汚濁負荷量 (kg/日)} \\ C': \text{特定排水水の汚染状態 (mg/L)} \\ Q': \text{特定排水水の最大水量 (m}^3\text{/日)} \end{array} \right)$$

$C'_{\text{変更後}} > [\text{総量新增設基準}]$  の場合  $\Rightarrow L'_{\text{変更後}} \leq L'_{\text{現状}}$  を遵守すること。

$C'_{\text{変更後}} \leq [\text{総量新增設基準}]$  の場合  $\Rightarrow L'_{\text{変更後}} > L'_{\text{現状}}$  を認める。

#### (2) 生活系の特定事業場 (別表 1 に掲げるものをいう。)

(対象項目: 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

##### ① 新設の特定事業場の場合

開発事業に関する技術的指導基準 (昭和 49 年 12 月 27 日) により原則として浄化槽を

設けて処理することとし、次の基準(以下「指導基準」という。)及び1 (1) ①の基準を遵守すること。

(単位：mg/L)

項目	501人槽以上		500人槽以下	
	BOD	COD	BOD	COD
最大排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上 500 m <sup>3</sup> /日未満	15(20)	15(20)	20(20)	30(40)
500 m <sup>3</sup> /日以上	10(15)	10(15)	20(20)	30(40)

② 既設の特定事業場において増設を行う場合(特定施設の設置、特定排出水量の増加等) 指導基準及び1 (1) ①の基準(以下「指導基準等」という。)を遵守すること。ただし、施設の一部の改築等により、事業場全体の排水水質を指導基準等以下にすることが困難と認められる場合は、増設分に限り、指導基準等を遵守することとする。

## 2 現況水質が環境基準を満足していない水域

現況水質が環境基準を満足していない水域とは、過去3年間の水質、75%値等を参考にし、別表2のとおり定める。

(1) 産業系の特定事業場(対象項目：化学的酸素要求量)

1 (1) の取扱いと同様とする。

(2) 生活系の特定事業場(対象項目：生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

① 新設の特定事業場の場合

指導基準等を遵守すること。ただし、河川における場合は、高度処理を行い、BOD 5 mg/L以下に処理することを目標とする。なお、放流地点より下流に上水道取水源がある河川においては、排水水質、排出地点について特に配慮することとする。

② 既設の特定事業場において増設を行う場合(特定施設の設置、特定排出水量の増加等)

前述の「新設の特定事業場の場合」の取扱いと同様とする。ただし、施設の一部の改築等により、事業場全体の排水水質を「新設の特定事業場の場合」と同等の水質以下にすることが困難と認められる場合は、増設分に限り、指導基準等を遵守することとする。

## 3 最大排水量 50 m<sup>3</sup>/日未満の特定事業場が 50 m<sup>3</sup>/日以上に増大する場合

(1) 産業系の特定事業場(対象項目：化学的酸素要求量)

排水量 50m<sup>3</sup>/日に既設の上乗せ基準(通常)及び総量規制基準を乗じて得られる汚濁負荷量を遵守すること。ただし、増設後の排水水質が1 (1) ①の基準以下になる場合は、汚濁負荷量の増加を認める。

$$50 (\text{m}^3/\text{日}) \times C \times 10^{-3} = L$$

$$\left[ \begin{array}{l} C : \text{既設の上乗せ基準(通常)及び総量規制基準 (mg/L)} \\ L : \text{許容汚濁負荷量 (kg/日)} \end{array} \right]$$

(2) 生活系の特定事業場(対象項目：生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量)

1 (2) ②及び2 (2) ②の取扱いと同様とする。

#### 4 その他

排水処理技術等特別の事情により、1～3に定めた事項を履行することが困難であると認められる場合は、個別に協議するものとする。

また、生活系の特定事業場で、主として既存の排水を処理することにより汚濁負荷量が減少する場合についても、個別協議の対象とする。

(例) 農業集落排水処理施設を設置する場合

単独浄化槽を廃止し、全排水を合併浄化槽で処理する場合

なお、この場合、生活排水の処理を推進する観点から、原則として指導基準及び環境基準未達成河川におけるBODの特例の適用を除外し、上乘せ基準の新設基準を遵守することとする。

(別表1)

生活系の特定事業場（一般家庭排水及びこれに類する事業所排水を排出する特定事業場）

特定事業場の種類	具 体 例
一般家庭排水を排出する特定事業場	住宅団地（住宅のみ），し尿処理施設，マンション（住宅のみ），社宅・公舎
一般家庭排水＋事業所排水を排出する特定事業場	大規模住宅団地（団地内には，スーパー，飲食店等がある），店舗付マンション
一般家庭排水に類する排水を排出する特定事業場	事務所，駅，遊戯施設，学校，庁舎，公民館，スーパーマーケット，デパート，旅館，病院，飲食店，給食センター

(別表2) 環境基準未達成水域

水系名	水域名
御手洗川	御手洗川
黒瀬川	黒瀬川，三永川 温井川，古河川 松板川，イラスケ川
沼田川	仏通寺川
栗原川	栗原川
藤井川	藤井川上流，藤井川下流
山南川	山南川
芦田川	芦田川上流，芦田川中流（一） 芦田川中流（二），芦田川下流 高屋川中流，高屋川下流 瀬戸川上流，瀬戸川下流